

キーワード：

図画工作科  
学習指導要領  
主体的・対話的  
新たな学力観  
学習領域

抄録

小学校の教育課程を編成する際の基準として示されたものが学習指導要領であり、すべての学校でこれを基にして教育活動を実践している。その教育実践の前提として学習指導要領に何が示されているかを把握し、理解しておく必要があると考え、図画工作科教育の基本的な考え方について、確認、検討することにより考察し、さらに学習指導要領を手掛かりとした、よりよい図画工作科の教科目標の実現へつなげる考え方を提示するものである。

## はじめに

新しい社会構造である「Society 5.0」における人材像、学校や学びの在り方など、今後の教育の方向性と学校教育を取り巻く状況は、大きく変わろうとしている。STEAM 教育 は、アメリカのオバマ元大統領が演説で取り上げたことで注目されるようになったと言われ、科学や芸術分野の教育に力を入れていくことを国家戦略のひとつとして掲げ、AIなどの科学技術を活かして社会に革新を起こすような人材の育成を目標とし、これは世界的な課題となっており、日本においても産業・経済界等、社会からの美術を含む芸術全般への期待が高まってきている。欧米やアジア等で、複数の理科系の教科を融合した教育課程、すなわち STEM 教育が普及を見せているが、一方で理数教育の限界が指摘され始めたため、理科系の教科に芸術系科目を加えた融合教育を STEAM 教育として多様な展開をしており、こうした動きは、認知的側面と感情的側面を統合して、カリキュラム・バランスを保持すると同時に学習者の精神的成長の健全性を維持する営みであると言える。<sup>1</sup>

学ぶことの意義や目標を考えると何のために何を目指して学んでいるのかを考え、把握することは、大切にしなければならないことの一つである。このことを踏まえた上で、図画工作科教育の理念や内容、方法等について学ばなければ、それらを十分に理解することはできない。何のために、何を目指して、(図画工作の) 何を学んでいるのか?である。

まずは学ぶことの意義や目的を考え、図画工作における学びの意義について、明確にその考えを示した上で今回の目的である、新たな図画工作の価値観を学習指導要領の解釈により、探るものである。

なお、本来は平成 29 年小学校学習指導要領の登場によって、新たな学力観に伴う図画工作科の在り方を考察したうえで、各領域および内容等について、子供との係わりからのアプローチを試みた提案をすることまでが、本研究目的であった。

しかし、学部研究紀要規程により文字数等の制限があるため、敢えて指導等に係る具体的事項については『[ 研究ノート ] 造形教育の基盤として捉える小学校図画工作科の在り方の一考察 —図画工作の各領域について子供との係わりから具体的な事項を考えるために—』<sup>2</sup>としてまとめ掲載していることにより、本研究の目的を果たしているのである。

## I. 図画工作の学びについて

### 1. 図画工作の学びの意義について

子供の学びの意義や目標を考えるときは、なんとなく当たり前と思っていることを疑ってみること。当たり前と思っていたことは先入観に過ぎず、誤解をしていたと気付く。

例えば、図画工作の学びの意義を逆説的に考え、上手な絵を描けるようになることであると仮定する。上手に絵を描くことができ、誰かに「上手に描けたね」と褒められると、子供は喜ぶであろう。肯定してもらえることは、貴重な体験であり、学びへの意欲を向上させ、結果的に生活を豊かにしてくれるであろう。しかし、すべての子供が絵を描くことによって褒めてもらわなければならないと考えるのは不自然である。絵が上手な子供、走るのが速い子供、料理が得意な子供もいる。絵でなければならない理由はどこにもない。等しく上手に絵を描けるようにならないといけないということではなく、本来の個性重視の教育の観点である。したがって、子供が上手に描けるようになることは、決して否定されることではないが、図画工作科で学ぶ上で重要な意義になるとはいえない。

次に、美的体験の観点から美しさという価値を手に入れ、理解することが、図画工作(美術)で子供が学ぶことの意義であると仮定する。そうであるとすると描いたり、つくったりすることは価値を手に入れるための手段にすぎないと考えてしまうのである。地域や時代等に関係なく、普遍的な美しさというものを見いだすことは難しいが、美しさというものを教え与えることができるとすれば、限定されたある特定の「美しさ」の形式もしくは「美しいとされ

<sup>1</sup> コエテコ編集部「STEM教育とは? 21世紀型の新しい教育」  
<https://coeteco.jp/articles/10070>(2020年5月閲覧)

<sup>2</sup> 合津正之助 令和2年度 常葉大学造形学部研究紀要 第19号・2021

るもの』ということになる。しかし、特定の価値観を教えることには大きな危険性が伴うと考える。危険性とは、それ以外の価値観を排除してしまうことである。もちろん現実的な考え方ではないかもしれないが危惧するところである。

今という時間を生きているのであって、未来を生きることができない。子供は自身の生活をかたちづけている現在においてこそ学びの意義を実感でき、そして、それが学びへの意欲に結びつくのではないか。ただし、だからといって子供が授業の時間をただ楽しむことができればそれでよいと安易に考えてはならない。そのような時間は、子供にとって有意義なものにはならないことは容易に想像できる。刹那的な喜びや楽しみを求めることは、学びや有意義に生きることを放棄しているに過ぎない。今という瞬間だけを切り取って子供の生きを考えることは決してできない。今を生きるということは、過去を背負い、希望や不安を抱きながら未来へ向かうということであり、そのような今に関わることで学びは有意義なものとなる。

以上のことを踏まえるならば、特定の限定された知識や技術、価値観、もしくは、能力等といったものを獲得することが図画工作科で学ぶことの中心的な意義になるとは言い難いのである。

このことは、将来に役立つものを想定し、それらの取り扱う範囲を精選したとしても同じであり、図画工作科で子供が学ぶことの意義は、子供が生きている現在に直接的に関わるものでなければならない。

## 2. 学習指導要領に示される図画工作科の目標と学びの意義について

教科の目標からは、その教科の学びの意義を読み取ることができるはずであるため、平成 29 年度学習指導要領に示されている図画工作科の教科の目標を確認する。

### 【図画工作科の目標】

「表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力」を次のとおり育成することを旨とする旨が記されている。

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して理解するとともに、材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。
- (2) 造形的なよさや美しさ、表したいこと、表し方などについて考え、創造的に発想や構想をしたり、作品などに対する自分の見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
- (3) つくりだす喜びを味わうとともに、感性を育み、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養い、豊かな情操を培う。<sup>3</sup>

<sup>3</sup> 文部科学省『小学校学習指導要領解説 図画工作編』日本文教出版、2018 年、p.18

図画工作科に限らず、各教科等の目標は柱書と育成を目指す資質・能力を「三つの柱」で整理し、(1)～(3)で示している。ここでは柱書について解釈を含め検討する。

まずは、柱書の最初と最後に注目し、文章を単純化すると、「表現及び鑑賞の活動を通して、資質・能力を育成することを旨とする。」となる。なお、冒頭の「表現及び鑑賞の活動を通して」は図画工作科の領域および活動内容を表しているから、「図画工作科での学びの活動を通して」という意味で捉えることができる。

しかし、この目標をそのまま図画工作科の意義であると解釈してしまうと、先に検討してきた問題との整合性が取れなくなってしまうのである。そこで、これらの資質・能力がどのような性質をもつものであるのかを確認する必要があるためである。

柱書から「資質・能力」の語句とそれを形容する部分を抜き出すと「生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力」となる。このことから、図画工作科で育む資質・能力は「生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる」ためのものであることが理解できる。

つまり、図画工作科の目標は資質・能力を育成することであり、このことは生活や社会の中の形や色などと豊かに関わるためであるということになる。そして何のために学ぶのかといえば、生活や社会の中の形や色などと豊かな関わりをもつことができるようにするためであるということができ、したがって、これが図画工作科の意義であると解釈することができる。

しかし解釈上の問題点として、「豊かに関わる」ことについては特に説明らしきものは示されていないのである。ただし、育成を目指す「資質・能力」やそれを育成する際に働かせる「造形的な見方・考え方」について詳細に検討することにより、「豊かに関わる」ことの意味を読み取ることもできると考える。

## II. 図画工作科における「主体的・対話的で深い学び」について

学習指導要領では「主体的・対話的で深い学び」を子供が実現できるように、すべての教科等で授業を改善することが求められている。「主体的・対話的で深い学び」とは、授業等を通して目指すべき学ぶ子供の姿であり、子供がそのような学びを実現しているかを確認しながら授業を工夫し、改善していくことである。

### 1. 「主体的・対話的で深い学び」が示す学びの存在について

平成 29 年度学習指導要領において、「主体的・対話的で深い学び」という視点が示され、これは学習指導要領の考え方をよく表していると思われる。総則では、「児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと」とされ、授業改善をする際の一つの視点とし

て示されているのである。ただし、留意しなければならないこととして、単に授業の方法や技術の改善のみを意図したものではないということである。目指すべき子供の学びの在り方を示しているものであり、教育課程全体を方向付けるものとして示されていることは自明の理である。

昭和50年代以降、「ゆとりと充実」や「新しい学力観」、「生きる力」、「確かな学力」といった子供の学びの在り方や教育理念を象徴する教育キャッチフレーズが示されてきた。この「主体的・対話的で深い学び」も、この考え方を引き継ぐものであり、目指すべき子供の学びを象徴するものと理解することができる。『平成29年度小学校学習指導要領解説総則編』では、①「主体的な学び」、②「対話的な学び」、③「深い学び」について、それぞれ説明されている。

- ① 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているかという視点。
- ② 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点。
- ③ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点。<sup>4</sup>

## 2. 図画工作科の学びを踏まえた「主体的な学び」と「対話的な学び」と「深い学び」について

総則において①主体的な学び、②対話的な学び、③深い学びは、授業改善の視点として個別に説明されている。ただし、それぞれの視点が独立しているのではなく、子供の主体的な学び、対話的な学び、深い学びは、それぞれが相互に関連付けられることで実現すると考えることができる。

### (1) 「主体的な学び」について

学ぶことに興味や関心をもって、積極的に学ぶことだけが主体的な学びではないことを提唱する。「自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら」とあるが、必ずしも特定の職業能力や将来の仕事と直接結びつける必要はないのである。キャリア形成とは、自分らしい生き方を実現していく過程ということである。

したがって、「主体的な学び」とは、授業に取り組む際の子供の態度のことを指すだけでなく、子供一人一人が自分らしさを大切にし、よりよいものへ発展させるよう

に学ぶことへ継続的に取り組んでいくことも指している。

### (2) 「対話的な学び」について

学びにおいて、子供が対話をする相手は他の子供や教師などの他者だけではない。「先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ」という文言に示唆されているように、昔の哲人や思想家の考え方なども対話の相手となるのである。図画工作科の場合であれば、我が国や諸外国の美術作品、自分自身や友達の作品、身近な自然物や人工の材料、風景や生きものなどの表現する対象、表現活動で用いる材料・用具、そして、自分自身の表したい思いなども対話の相手となることが提案され、それを理解することが大切である。

### (3) 「深い学び」について

総則の解説の中では「深い学び」の例が「～たり」という語を用いていくつか示されていることに気が付く。そこで、そこから「思いや考えを基に創造したりする」が図画工作科に関係する箇所であると考え、子供が自身の思いや考えを基に表現活動を行うことができれば、さまざま「深い学び」が実現できたと考えてはならない。図画工作科の中でも子供は「知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり」しながら学びを深めることもある。「深い学び」とは、習得・活用・探究という学びの過程の中で、「見方・考え方」を働かせながら、実現するものである。

したがって、言葉の解釈のみの理解により、安易に「深い学び」の実現を考えてはならない。

## 3. 学びが「主体的」かつ「対話的」であることの意味について

### (1) 主体的な学びが求められる意味について

子供に主体的な学びを求める考え方は、平成29年度の小学校学習指導要領の改訂以前からあった。

例えば、教育の理念を示すキーワードとしてよく知られている「生きる力」は「確かな学力」「豊かな人間性」「健康と体力」の三つの要素で成り立つとされている。<sup>5</sup>

そのうちの「確かな学力」とは、知識や技能だけでなく、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等であり、それが求められる背後には、社会は変化の激しい、先行き不透明な、厳しい時代を迎え、さらにその変化は加速度を増し、複雑で予測困難な状況があるとされ、学習指導要領を改訂する際には、このような説明が何度も繰り返さされてきたのである。

では具体的に考えると、例えばテストがあるからと嫌々ながら仕方なく覚えさせられたことと、自分自身が

<sup>4</sup> 文部科学省『小学校学習指導要領解説 総則編』東洋館出版社、2018年、p.77

<sup>5</sup> 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について(平成20年1月17日中央教育審議会答申)」資料11「生きる力」と資質・能力について

興味や関心、課題意識をもって積極的に学んだことの2種類の学びに分類する。

忘れようにも身に染み付いて、何気ない時に思い起こしたり、身体が勝手に動いてしまったりしてしまうこと、つまり主体的に学ぶということは、用が済んでしまえば忘れてしまうような知識や技術を覚えることではなく、まさに生きて働く力を身に付けることに結び付くということなのである。

(2) 主体的な学びの実現とその留意点について

「主体的」という言葉は、「能動的」や「積極的」という言葉に置き換えることもできる。主体的な学びとは子供が能動的に、積極的に活動を展開する学びであると理解することもできる。

しかし、子供が指示も指導もなく自分で能動的、積極的に学習活動をしていれば、主体的な学びが実現しているとは言い切れないことに留意すべきである。

例えば図画工作科の授業で教師が、子供に積極的に表現活動をさせようと工夫しながら授業を実践している。子供が意欲的に活動できるように、子供にとって「やってみたい」と思えるような参考作品を用意したり、子供が表したものを「上手だね(単なる褒め言葉の意味としての使用)」と褒め、励ましたりするかもしれない。そして、このような教師の期待に応えようと、子供は能動的に、積極的に活動を展開しようと努力する。

子供は教師からの細かな指示がなくても、自分で教師が提示した参考作品を確認し、教師に褒められるように試行錯誤しながら表現活動をする。一見すると主体的な学びのように感じられる。

しかし、「美しさ」や「よさ」、場合によっては個人的な趣味趣向により好みなど、それが特定の価値として、つまり、指導により理想的なお手本のようなものとしてあらかじめ用意されてしまえば、子供は主体的な学びを実現し難くなるのであり、決して主体的な学びとは言えず、到達度目標が明確され分かりやすいゴールが示されただけなのである。あとは教師の指導力と創意工夫の賜物であり、子供の主体的な活動の現れとは言い難いものである。

(3) 「主体的」であることと「対話的」であることについて

子供の思いや考え、疑問等は、どこから生じるのだろうか。少なくとも何も無いところからは、何も生まれはしないのである。それが発生するきっかけとなる何かがあるはずである。例えば、誰かと一緒に遊んだことから「そのときの気持ちを表したい」という思いが生まれるかもしれない。また、自分自身の思いや感じたことを表すために作品への表し方を「どう工夫したらいいのかな」という問いが生まれるかもしれない。他にも様々な例を考えることができるが、いずれにしても、他者や物、出来事などとの係わり、ある種の対話的な行為、関係から、思いや問いが生まれるのである。そのような思いや問いがあるからこそ、子供は自分自身で考え、

工夫することができるのである。つまり、対話的であることが主体的な学びを導くことになるのである。

主体的な学びは、単に能動的、積極的な活動があれば実現されるものではなく、様々な他者や物、思いなどとの対話的な係わりから表したい思いや問いを見だし、対話的な係わりを通して思いを実現したり、問題を解決したりすることである。

4. 深い学びの実現の過程

図画工作科における「深い学び」とは、「習得・活用・探究」という過程の中で、「造形的な見方・考え方」を働かせながら、思いや考えを基に創造するなどの活動を通して実現することである。ここでは「習得・活用・探究」について確認をする。

図画工作科における「習得・活用・探究」は、必ずしも、示された順番通りに、①知識や技能を習得し、②それを活用することで、③創造的に表現等を探究するという過程を経るとは限らないのである。

例えば、①創造的に表現を探究するために、②既存の知識や技能を活用して表現し、③その結果として新たな知識や技能を獲得するということであり、このような学習過程は、同時に主体的・対話的なものでもある。

①作品などとの対話的な係わりから表したい思いや問いをもち、それを主体的に探究しようとする。②既存の知識や技能を活用しながら、対話的なやりとりの中で思いを表したり、問いを解決したりしようと主体的に試みる。もちろん、深い学びは、このような順番でのみ実現されるものではない。

どのような過程を経るにしても、習得・活用・探究という過程を経る深い学びは、主体的・対話的であることによって実現することは確認し理解すべきである。

Ⅲ. 造形的な見方・考え方について

学習指導要領では、各教科等で共通のかたちで資質・能力が示されるとともに、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」が新たに設定された。各教科等では、それぞれの見方・考え方に基づいて資質・能力を育むことが大よその方向性であり目的でもある。図画工作科の場合ば造形的な見方・考え方」とされ、図画工作科の学びを方向付けるものとなっている。

1. 各教科を横断的にまたぐ資質・能力の「三つの柱」について

学習指導要領の特徴の一つに、各教科等で育む資質・能力が共通する「三つの柱」で整理されたことがある。

資質・能力の三つの柱とは、具体的には、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」のことを指す。

各教科等で共通するように示されてはいるか、考えれば

直ぐに分かるように、例えば、算数科の思考力と図画工作科の思考力はまったく同じものではない。それに関わらず、各教科等で育む資質・能力を「三つの柱」で整理したことには何らかの理由があると考えるのがふつうである。

各教科等の横断的な視点、相互の関連付けを通して「幅広い学習や生活の場面で活用できる力を育む」ことが重視されていることに先ずは注目をする。このことから、各教科等で学んだことは、他の教科の学習や実際の生活において生きて働く力として生かされることが目指されていることが分かるのである。各教科等で学んだことが、その教科等の中においてしか活用できないもの、さらに付け加えて言えば、従来のテスト等でしか生かせないものとなつてはならないということである。

したがって、各教科等での学びは分断されたものではなく、子供の生きることに於いて総合的に働くものでなければならない。このような考え方が、各教科等に共通した資質・能力が示された背後にあることを踏まえておく必要がある。

『小学校学習指導要領解説総則編』には、「教科等の枠組みを踏まえて育成を目指す資質・能力については、(中略)教科等ごとの枠の中だけではなく、教育課程全体を通じて目指す教育目標の実現に向けた各教科等の位置付けを踏まえ、教科等横断的な視点をもってねらいを具体化したり、他の教科等における指導との関連付けを図りながら、幅広い学習や生活の場面で活用できる力を育むことを目指したりしていくことも重要となる。」<sup>6</sup>と示されているのである。

## 2. 図画工作科の「造形的な見方・考え方」について

図画工作科の見方・考え方は、「造形的な見方・考え方」であり、学習指導要領に教科の目標に次のように示されている。

「表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。」

これらは各教科に共通するかたちで横断的に示された三つの資質・能力に関係付けられ、「知識及び技能」に関する目標、「思考力、判断力、表現力等」に関する目標、「学びに向かう力、人間性等」(三つの柱)に関する目標となっている。

造形的な見方・考え方は、これらの資質・能力の育成に係わる目標の柱書として位置付けられているのであるから、これら三つの資質・能力は、「造形的な見方・考え方」を働かせることで育むものとして位置付けられていることになるのである。言い換えれば、「造形的な見方・考え方」は、図画工作科の学びのすべての場面において常に働かせるということになるのである。

ただし、「造形的な見方・考え方」がどのようなものであるのかは、学習指導要領には説明らしきものは示されておらず、示されていたのは『小学校学習指導要領解説図画工作編』においてであり、文頭の「感性や想像力を働かせ」は後に続くそれぞれの部分にかかる構造になっている。

『小学校学習指導要領解説図画工作編』において「感性や想像力を働かせ、対象や事象を、形や色などの造形的な視点で捉え、自分のイメージをもちながら意味や価値をつくりだすこと」<sup>7</sup>と示されている。

したがって、「造形的な見方・考え方」は、二つの方向から理解することができる。つまり、一つは、「感性や想像力を働かせ、対象や事象を形や色などの造形的な視点で捉えること」であり、もう一つは「感性や想像力を働かせ、自分のイメージをもちながら意味や価値をつくりだすこと」の二つであり、図画工作の学びの全ての場面において常に働かせることが重要である。

## 3. 造形的な視点で捉えることについて

「造形的な見方・考え方」は、図画工作科の学びの在り方、その方向性を表している。特に「対象や事象を、形や色などの造形的な視点で捉え」と示された箇所は、図画工作科の学びの特質がもっともよく表れていると考える。対象や事象の形や色などの造形的な特徴に焦点を当て、そこから感じ、考え、工夫するなどして学びを展開するのが図画工作科という教科である。

造形的な視点で捉えるとは、主に視覚的に捉えるということになりそうであるが、「対象や事象を見て」とは示されていないことに注目した場合、このことと「造形的な視点で捉える」ことは違うのである。

ただし、形や色を分析的に捉えるだけならば、理科における観察と大きな差はない。図画工作科の場合は、対象や事象を捉える際には、感性や想像力を働かせることになるのである。感性や想像力を働かせることにより、目に見える視覚情報を分析するだけでなく、身体のあるゆる感覚を通して感じ、イメージを膨らませていくことになるのである。

例えば、一枚の葉を見るという行為からは、その形や色を視覚的に捉えるだけではなく、手触りや匂い、重さや軽さをも捉えることもできるであろう。そしてさらに、その場に吹く風やそれがもたらす葉の擦れる音、木漏れ日が身体に当たるようなことも含め様々なもの、季節感や風土等を感じることができる。このとき、自らの内に感情的なものが動くことを感じることに気付くはずである。

対象や事象を形や色などの造形的な視点で捉えるということは、感覚の深みに降り立てば、聴覚や嗅覚なども含めた様々な感覚とも結び付き、感情的な側面とも結び付き、体全体で感じ取ることなのである。

<sup>6</sup> 文部科学省『小学校学習指導要領解説 総則編』東洋館出版社、2018年、p.48

<sup>7</sup> 文部科学省『小学校学習指導要領解説 図画工作編』日本文教出版、2018年、p.11

#### 4. 意味や価値をつくりだすことについて

図画工作科では、「対象や事象を、形や色などの造形的な視点で捉え」、このことから「自分のイメージをもちながら意味や価値をつくりだすこと」で、子供が学びを展開していくことを目指すのである。

「造形的な見方・考え方」は、このような学びの方向性を示しているが、注意したいことは、図画工作科の活動を通してつくりだされるのは「作品」ではなく、「意味や価値」とされていることである。図画工作科では、作品等に表現する活動、また作品等を鑑賞する活動を通して「意味や価値」をつくりだし、資質・能力を育むことであり、作品を表現し完成させることが目標ではないということを確認しておくべきである。

「意味や価値をつくりだす」という場合の「意味や価値」とは何かを考えることを意味作用といい、この意味作用が成り立つためには、意味作用の過程を無限に続けなければならないのである。意味が成り立つということは、必然的に無限の意味作用の過程が成り立つということでもある。

この意味作用の過程は、複雑でそのすべてを言い表すことはできないが、意味は複雑な意味作用のネットワークによって成り立っている。そして、あらゆる対象や事象は、何かを意味しているのであるから、私たちが捉えることのできるあらゆる対象や事象は、意味作用のネットワークで結び付けられて、複雑な関係の意味の網の目を形成していることになるのである。

図画工作科における価値とは、「面白さ」「楽しさ」「よさ」「美しさ」など、美的価値に近いものことであり、感情的な、つまり、快から不快を基礎とした様々な心の作用から生まれるものことである。それらは形容詞的に言葉で表すことができるのであるから、意味として成立している側面もある。

したがって、価値は意味作用のネットワークを形成するとともに、あらゆる対象や事象は意味作用のネットワークによって関係付けられるのである。

しかし、私たちはその複雑な意味作用のネットワークでも捉えきれないものを感情的なものとして感じ取ることができるのである。価値とは、意味作用のネットワークである側面とそれでは捉えきれない側面から成り立つものなのである。

意味作用のネットワークという意味の関係の網の目の隙間にある何ものかは、感性や想像力を働かせることで感情的なものとして心に捉えることができるのである。<sup>8</sup>

網の目の関係が変化すれば、その間隙、つまり、言葉では説明しにくい感情的なものありようも変化すると考える。例えば、一枚の葉を船であると見立てる。このとき、葉という意味と船という意味の関係が楽しさともにつくりかえられる。さらには、青い空を大海原と捉えることなどに展開すれば、意味や価値の関係のつくりかえは、展開することになるであろう。

図画工作科では、このように「造形的な見方・考え方」を働かせることで「主体的・対話的で、深い学び」を実現していくことを目指しているのである。

## IV. 図画工作科の学習指導要領における構造について

授業は、学習指導要領に基づいて実践しなければならないため、学習指導要領に記されていることを確認しておく必要がある。図画工作科の目標や内容が具体的にどのような枠組みによって示され、それらがどのように関係付けられているのか、あらかじめその構造の全体を確認し理解するために、図画工作科の学習指導要領の構造を確認する。

### 1. 学習指導要領について

学習指導要領に基づいて授業を実践しなければならないのは、学習指導要領が法規（法的拘束力をもつもの）としての性質をもっているためである。小学校の学習指導要領は、学校教育法第33条及び学校教育法施行規則第52条の規定に基づいて、文部科学大臣が定めるものとされている。学校教育法施行規則第52条では、具体的に次のように示されている。

小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。

この条文からは、学習指導要領が「教育課程の基準として」定められていることが分かる。

つまり、全国のどこのどの学校においても一定の教育水準を満たした教育を受けることのできる機会を国民に保障する必要があることから、学習指導要領を基準として定めているということである。

この「基準として」の性格は、学習指導要領の総則において整理されている。これに基づけば、学習指導要領に示される内容に関わる事項については、すべての学校において取り扱わなければならないが、同時に、子供の実態等に応じて必要がある場合には、内容を加えて指導することもできるとされているのである。

### 2. 図画工作科の学習指導要領の基本構造について

学習指導要領は、教育課程（カリキュラム）の基準として定められ、教育内容を系統的に配列したものであることができる。教育課程は、およそ(1)目標、(2)内容、(3)方法、(4)評価の要素に分解して捉えることができる。この4つの要素について、図画工作科ではどのように扱われているのかを確認しておくべきであろう。

#### (1) 目標

図画工作科に限らず各教科等のそれぞれの学習指導要領では、まず、教科の目標が示され、さらに各学年の目標が示される。

<sup>8</sup> 前田秀樹『言葉とあるものの声』青土社、2007年（参照）

目標は、学習指導を行う際に目指すべきことを示しているのだから、ある意味では最も重要な部分であるとも考えられる。

子供が働かせ、育む資質・能力とは、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つであり、各教科等の目標は「特別の教科道徳」を除き、先に述べたように、すべてこの3つの資質・能力を柱にして示されているのである。

(2) 内容

各教科等の内容はすべて階層的に構造化され、段階的に示されている。

最上位のレベルが「領域」であり、「A、B、C…」と示され、次のレベルが「項目」であり、「(1)、(2)、(3)…」、最後のレベルが「事項」で「ア、イ、ウ…」と示される。

図画工作科の内容は、「A表現」と「B鑑賞」の2領域で示され、その2領域に共通する内容として〔共通事項〕が設定されている。この構造は音楽科と共通している。そして、「A表現」と「B鑑賞」にそれぞれ「項目」が設定され、資質・能力と関連付けられている。さらにその下に具体的な活動内容を表す「事項」が設定される。なお、目標と内容は2学年毎に示されており、子供や地域の実態に応じて柔軟に題材を設定することができるようになっているのである。

(3) 方法

方法については、学習指導要領では、「指導計画の作成と内容の取扱い」として示されている。

指導計画を作成する際の配慮事項や内容の取扱いに関する配慮事項などが示されている。

「指導計画作成上の配慮事項」では、年間指導計画や各題材の学習指導案の作成にあたって配慮すべき事柄、例えば、「A表現」と「B鑑賞」の関係や、内容に関する配当時間など具体的な事柄が示されている。

そして、新しい学習指導要領では、授業改善に関する基本的な考え方について新たに示されたことに注目することができる。

この他に、「内容の取扱いと指導上の配慮事項」「安全指導」「学校としての鑑賞の環境づくり」について示されているので確認することが大切である。

(4) 評価

評価については、その具体的な観点や方法等について、学習指導要領では示されてはならず、学習評価の方法や観点等については、「児童指導要録改善に関する通知(各教科・各学年の評価の観点及びその趣旨など)」や「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料【小学校 図画工作】」<sup>9</sup>において示されているのである。

<sup>9</sup> 文部科学省 国立教育政策研究所 教育課程研究センター『評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料』教育出版、平成23年(平成29年度学習指導要領対応ではなく、平成20年度版対応を参考)

ただし、学習指導要領の総則では、学習評価の実施にあたっての配慮事項が示されている。具体的には、学習目標の実現状況を評価することを通して、子供が「学習したことの意義や価値を実感できるようにすること」や「指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること」とされていることから、評価とは、単に学習目標の実現状況を測定するためのものではないことに留意しなければならない。

4. 図画工作科の目標及び内容の特徴と指導計画作成上の配慮事項について

(1) 資質・能力に沿って構成される図画工作科の目標及び内容について

図画工作科の学習指導要領の目標及び内容の構造については、『小学校学習指導要領解説 図画工作編』の「教科の目標と学年の目標及び内容の構成の関連」<sup>10</sup>を確認するとすぐに分かるように、図画工作科の目標及び内容のすべては、3つの資質・能力の柱、すなわち「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」と関係付けられて構成されているのである。このように図画工作科の目標及び内容のすべては資質・能力と関連付けられている。

図画工作科は作品を完成させることを目指すものではまったくないし、表現したり鑑賞したりする活動そのものを目指すものでもない。

表現及び鑑賞の活動を通して造形的な見方・考え方を働かせながら、資質・能力を育むことを目指すものであることに十分注意する。

(2) 図画工作科の活動内容について

具体的な活動の内容は、「事項」によって示されている。「A表現」の領域には、「造形遊びをする活動」と「絵や立体、工作に表す活動」の2つの活動があり、「B鑑賞」の領域には、「鑑賞をする活動」がある。

① 造形遊びをする活動について

材料や場所などに働きかけ、そこから発想し、つくり、つくりかえていきながら造形的な遊びを展開していく活動である。絵や立体、工作に表す活動と大きく異なるのは、発想の仕方であり、そこで活動を区別することができるのである。

② 絵や立体、工作に表す活動について

夢や願い、経験したことや見たこと、伝えたいこと、動くものや飾るものなどの幅広い活動を通して、子供自身が表したいものを基に絵や立体、工作に表す活動を展開していく活動である。なお、絵に表す活動、立体に表す活動、工作に表す活動それぞれを分けて捉えることはできるが、それぞれの活動は相互に関連するため、学習指導要領ではまとめて示

<sup>10</sup> 文部科学省『小学校学習指導要領解説 図画工作編』日本文教出版、2018年、pp.18-19

していることを理解することは、図画工作における表現活動に対する考え方の理解につながることであり、大切なことである。また、絵や立体に表すことの内容と工作に表すことの内容に相当する授業時数は、およそ等しくなるようにしなければならないとも指摘されているが、このことも活動の考え方を理解することにつながることであり、大切なことである。

③ 鑑賞する活動について

自分たちの作品や身近な材料などのよさや美しさを感じ取り、自分の見方や感じ方を広げ、深めていく活動である。

(3) 実際の授業と学習指導要領の内容との関係について「A表現」及び「B鑑賞」の指導は、相互の関連を図り、1つの題材で2領域(表現と鑑賞)の内容を関連付けて行うことと記してある。ただし『「B鑑賞」の指導については、指導の効果を高め必要がある場合には、児童や学校の実態に応じて独立して行う」ことができる」と示されている。したがって、実際の授業では下記の3種類の授業があると考えられる。

① 造形遊びをする活動及び鑑賞する活動の授業

(実施しなければならない)

② 絵や立体、工作に表す活動及び鑑賞する活動の授業

(実施しなければならない)

③ 鑑賞する活動の授業

(効果を高める場合には実施することができる)

なお、〔共通事項〕については、表現及び鑑賞の学びにおいて共通に必要な資質・能力であるとされているため、上記の①、②、③のいずれにおいても扱う内容となっている。

## V. 図画工作科で育む資質・能力について

### 1. 各教科等で横断的に設定された資質・能力の三つの柱について

(1) 各教科を横断的にまたぐ資質・能力の三つの柱

「知識及び技能」は、「何を理解しているか、何ができるか」であり、「思考力、判断力、表現力等」は、「理解していることやできることをどう使うか」に関わる資質・能力である。これら二つの柱は、相互に密接に関わり、「知識及び技能」を活用して「思考力、判断力、表現力等」を働かせ、その過程で新たな知識や技能を獲得するのである。そして、「学びに向かう力、人間性等」は、「どのように社会や世界と関わり、よりよい人生を送るか」に関わり、他の二つの柱をどのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要な要素である。もちろん、他の二つの柱が「学びに向かう力、人間性等」の涵養を方向付けるということもできる。資質・能力の三つの柱は、相互に関係付けられるものであり、その三つの柱で各教科等の目標や内容が整理されたことを踏まえておく必要がある。なお、「資質・能力」と

いう表記は、「資質」と「能力」を明確に区別できないので、一体的に捉えるものとされている<sup>11)</sup>。

### 2. 図画工作科で育む資質・能力

図画工作科では、教科の目標に示され、目標は「表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。」と柱書で示され、続けて図画工作科で育む資質・能力に関する目標が(1)～(3)で示されている。(1)は「知識及び技能」に関する目標、(2)は「思考力、判断力、表現力等」に関する目標、(3)は「学びに向かう力、人間性等」に関する目標である。目標を手掛かりに図画工作科で育む資質・能力について確認する。

(1) 図画工作科における「知識及び技能」

「対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して理解するとともに、材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。」

【図画工作科の目標の(1)】

「知識及び技能」に関する目標を確認すると、前後半に分けることができる。前半は「知識」、後半は「技能」に関するものである。

① 図画工作科における「知識」について

図画工作科における「知識」とは、「対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して理解する」ことによって習得されるものであり、おおよそ2つのことが分かる。「知識」は「対象や事象を捉える造形的な視点」ということであり、「知識」の内容が分かるのである。もう一つは、「知識」は「自分の感覚や行為を通して理解する」ものであり、習得の仕方が分かるのである。

内容については〔共通事項〕で示されており、〔共通事項〕の「内容の取扱い」を参照すると、「造形的な視点」について示されている<sup>12)</sup>。

ア 第1学年及び第2学年においては、いろいろな形や色、触った感じなどを捉えること。

イ 第3学年及び第4学年においては、形の感じ、色の感じ、それらの組合せによる感じ、色の明るさなどを捉えること。

ウ 第5学年及び第6学年においては、動き、奥行き、バランス、色の鮮やかさなどを捉えること。

形や色、動き、バランスなど、様々な造形的な要素について触れられている。例えば「色」に焦点を当てると、第1・2学年では、「いろいろな色を捉えること」、つまり、様々な色があるということ。第3・

<sup>11)</sup> 文部科学省『小学校学習指導要領解説 総則編』東洋館出版社、2018年、pp.35-36  
<sup>12)</sup> 文部科学省『小学校学習指導要領(平成29年告示)』東洋館出版社、2018年、p.134

4学年では、「色の感じを捉えること」は、色の冷たいや暖かい感じ、楽しい、悲しい感じなどが分かることを指し、色の組合せで捉えれば、多様で豊かな「感じ」になる。第5・6学年には「色の鮮やかさを捉えること」。色の三要素（三属性）を表していると考えることができ、造形的な視点について知識を習得するという点でもある。色の三要素とは、以下の事柄である。

【色の三要素（三属性）】

- ・ いろいろな色を捉えること……色相（赤、青、黄などの色合い）
- ・ 色の明るさを捉えること……明度（色の明るさの度合い）
- ・ 色の鮮やかさを捉えること……彩度（色の鮮やかさの度合い）

色を分析的に捉えるために「色相」「明度」「彩度」の色の三要素を指標とすることや用語を教えることではないとともに、指導しないことや造形的な視点について自然と理解することを待つことでもない。

「～な感じ」を「色」と関係付けを促すことで、色の明るさで捉えることについて理解を促すことができるであろう。感覚や行為を働かせながら表現や鑑賞の活動を通して、発見し、習得していくものである。つまり図画工作科における習得すべき「知識」とは絶対的なものではなく、自らの活動を通して、発見、発明し、習得するものであり、常に子供自身によって更新されることであるとする。

② 図画工作科における「技能」

教科目標に従えば、「技能」とは、「材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすること」である。「表し方などを工夫して、創造的に」とあるように、図画工作科の「技能」は、材料や用具を扱うための「技術」のことだけを指すのではない。

ここで「技術」とは、教師が教え与えることができる方法や手順という意味であり、「技能」と「技術」を区別しているのである。「技能」は、自分の思いなどを表すために既得の「技術」を応用するなどして、表し方を工夫しながらつくったり表したりすることである。これほど複雑な感覚を総合的に働かせるということは、意図的に体をコントロールするというよりも、夢中になって活動しているうちに様々な感覚が働き、複雑に絡み合いながら体全体が自ずと動き出すというようなことに近いといえるであろう。そして「技能」にはこのような側面もあることも忘れてはならないのである。

③ 「知識」や「技能」を教えることについて

図画工作において「知識」とは、自分の感覚や行為を通して理解することであり、「技能」とは表し方などを工夫することであると言及したが、そうである

ならば、教師は「教えない方がよいのではないか」「教えてはいけないのではないか」と思うかもしれない。しかし、そうではないことに注意しなくてはならないのである。

確かに、「知識」や「技能」のすべてを教え与えてしまえば、主体的に学びを展開することはなくなってしまい、学びに向かう意欲もなくなるであろう。

一方で、何もないところから、新たな「知識」や「技能」は生まれにくいことも留意すべきである。安全に安心して活動するためには、はさみや小刀といった刃物やのりやセロハンテープ、ホチキスといった接着剤や接合材などに関わる「知識」や「技能」については必ず教え、場合によっては、練習をするなどして、確実に身に付けさせておくべきである。

どのような「知識」や「技能」を教え、どのような「知識」や「技能」を学びの中で自ら発見し、習得すべきなのか、その線引きはどのように考え実行すべきなのか課題となる。これに対する答えは、これまで述べてきたことを踏まえるならば、子供が自ら資質・能力を働かせ、豊かにしていくために必要な「知識」や「技能」は教えるということになるであろう。

子供が自ら活動を広げ、深めていくためには何を教え、伝えなければならないか、慎重に考えなければならない。その判断は、活動の内容や実態によって異なるので、子供の学びを丁寧に観察し、理解を深めることが大切である。

(2) 図画工作科における「思考力、判断力、表現力等」について

「造形的なよさや美しさ、表したいこと、表し方などについて考え、創造的に発想や構想をしたり、作品などに対する自分の見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。」

【図画工作科の目標(2)】

「思考力、判断力、表現力等」に関わる目標は、「A 表現」の活動を通して育む側面と「B 鑑賞」の活動を通して育む側面に分けることができる。そして、「造形的なよさや美しさ、表したいこと、表し方などについて考え」の部分は、両側面に共通する箇所と捉えることができる。

したがって、表現する活動を通して育むのは、「造形的なよさや美しさ、表したいこと、表し方などについて考え、創造的に発想や構想すること」であり、鑑賞する活動を通して育むのは、「造形的なよさや美しさ、表したいこと、表し方などについて考え、作品などに対する自分の見方や感じ方を深めたりすること」になるため、それぞれについて確認する。

① 表現する活動を通して育む「思考力、判断力、表現力等」について

表したいことや表し方などを発想したり、構想したりすることである。発想するとは、材料の形や色な

どから想像を膨らませたり、表したいことを思い付いたりすることである。構想するとは、思い付いたことなどから、表し方などを考えることである。

② 鑑賞する活動を通して育む「思考力、判断力、表現力等」について

造形的なよさや美しさなどについて考え、作品などに対する自分の見方や感じ方を深めたりすることであり、特定の見方や感じ方を実現させるものではない。自身の作品や友人の作品、制作過程や自然物など、様々な対象や事象から新しい見方や感じ方を発見したり、他者の見方や感じ方に触れたりしていくことで、見方や感じ方は広がり、深まっていくのであり、自分や他者の見方や感じ方との対話的な係わりも大切である。

③ 表現や鑑賞の活動を通して「考える」ことについて  
表現や鑑賞の活動を通して「考える」とは、必ずしも論理的に思考することではない。対象や事象を形や色などの造形的な視点で捉え、感性や想像力を働かせて考えることが重視されているのである。

感性や想像力を働かせて考えたことは、事後早急に論理的に説明できるようなものになるとは限らないのである。造形的なよさや美しさといったものは、論理的に説明しきれないからこそ成り立つということもできるはずであり、学んだことが直ぐに形になって現れる教科ではないのである。

しかし、子供自身が伝わりやすく説明したいという思いがあるとするならば、感じたことや想像したものと、形や色などの造形な特徴との関係を子供自身が論理的に説明できるよう指導していくことも大切であると考えられる。

(3) 図画工作科における「学びに向かう力、人間性等」について

「つくりだす喜びを味わうとともに、感性を育み、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養い、豊かな情操を培う。」

【図画工作科の目標の(3)】

図画工作における学びは、造形的な見方や考え方を働かせながら、「知識及び技能」や「思考力、判断力、表現力等」の資質・能力を発揮し、表現や鑑賞の活動を通して意味や価値をつくりだし、つくりだす喜びを味わうものである。

「つくりだす喜び」とは、単に表現や鑑賞の活動が楽しい、面白い、ということではなく、主体的に新しい意味や価値を創造することの喜びである。例えば、樹木に生い茂る葉の自然な造形は、形や色などの造形的な視点で捉えると、単なる「葉」以上のものとして感じることができるであろう。

つくりだす喜びは、さらなる喜びを求めることにつながり、学びや生活に創造的に関わっていく主体的な態度を培うのである。

3. 図画工作科の資質・能力を育む学びの構造とその意味について

図画工作の資質・能力は「造形的な見方・考え方」を働かせることで生まれ、その過程は「主体的・対話的で、深い学び」として実現するのである。このような学びは、子供が自ら感性や想像力を働かせて感じ、考えながら習得・活用・探究することを発展的に繰り返して展開し、この図画工作科における学びの過程のイメージを確認することである。

① 表したい思いなどをもつこと

教師の働きかけなどをきっかけとして、様々な対象や事象、自身の経験、既得の知識や技能などと、感性や想像力を働かせながら対話するように関わり、表したい思いや問いを見出し、その思いや問いを基に表したいことや活動などを発想することである。

② 考え、工夫しながら思いなどを表すこと

発想したことを基に、どのように表し、活動するかを構想し、既得の知識や技能を活用しながら表し方を工夫し表現活動を展開することである。様々な対象や事象、制作途中の作品などを造形的な視点で捉えながら見方や感じ方を深め、表したい思いをより具体的かつ修正し、表し方や工夫を構想し直すことでもある。また、対話的な活動を考えると、友だちや先生と意見を交換することで新たな視点で捉えることに気付くこともある。

③ 自分の考えや工夫を理解すること

過程を通して、造形的な視点について新たな知識や表現の技能を習得し、対象や事象の捉え方に変化をもたらす、新たな意味や価値をつくりだすことである。習得した知識や技能は、次の活動のきっかけや活用されたりして、学びを発展的に展開していくことにつながるのである。

①～③の学びの過程全体を通して、学びへの関わり方、生活への関わり方も豊かになり、造形的な視点を手掛かりにして対象や事象と関わり、意味や価値をつくりかえて学びを展開していくのである。

意味や価値は、相互に関係付けられ、意味や価値の網の目を形成することで成立し、その網の目は見いだすことのできるすべての対象や事象を覆い尽くしているのである。なぜならば、生活する世界との関係をつくりかえるということは、対象や事象などを捉える自分自身をつくりかえるということだからである。

一連の活動をつくりだす喜びとして実感することができるのであれば、図画工作科の学びは、自分らしく生きる一つの側面を担う力になるであろうし、さらなる学びを主体的に探究することにつながるであろう。

なお、このような学びの過程のイメージはあくまで一例であり、他にも多様な学びの過程を想定することができると言えよう。いずれにせよ、図画工作科で「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、

人間性等」の資質・能力を育むということは、「造形的な見方・考え方」を働かせることによって実現するものであり、その過程は「主体的・対話的で、深い学び」となることを確認することが重要である。

## おわりに

中央教育審議会(中教審)において、平成26年11月の文部科学大臣諮問「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」を受け、教育課程企画特別部会等で学習指導要領の改訂に向けての構想を検討され、平成29年度版学習指導要領が告示された。この学習指導要領を通して、学校教育における「21世紀型スキル」、そして「生きる力」の育成を目指す造形(図画工作・美術)教育の在り方について研究を進める中で、STEAM教育のスタンスとしての「21世紀型スキル」に対応する芸術(造形)教育スタンダードや国立教育政策研究所教育課程研究センターからの報告書などを検討したものである。その結果、造形教育は子供たちが、よりよい未来をつくるために欠かせない教育であり、その一層の充実が求められていることをあらためて確認することができたと共に、その成果を、「認知スキル」、「社会的スキル」、「アクティブ・ラーニング」の3つの観点から、造形教育の基盤としての図画工作科について解釈したものである。さらに教育課程において、造形(図画工作・美術)教育のより一層の充実が図られるように考察、勘考したのである。

学校教育における資質・能力ベースの教育課程の中で、図画工作科や美術科は子供たちに創造性を涵養し想像力や美的感性を発揮させる機会提供を可能とする教科であり、カリキュラムの全体性を確保し、学習者の健全性と内的統合をもたらすことにつながるものである。

造形(図画工作・美術)教育を含む芸術教育の展望については、所掌が文化庁へ移管したことから期待される部分も多い。学校教育における芸術(造形)教育が専門教育との接続によって、創造的な社会発展に貢献する資質・能力を備えた人材養成、市民形成につながるものが期待される。文部科学省の諮問機関、中央教育審議会の「新しい時代の初等中等教育の在り方について」で提言された、「思考の基盤となるSTEAM教育を、すべての生徒に学ばせる必要がある。こうした中で、より多くの優れたSTEAM人材の卵を産みだし、将来、世界を牽引する研究者の輩出とともに、幅広い分野で新しい価値を提供できる数多くの人材の輩出につなげていくことが求められている。」<sup>13</sup>ということである。

学校教育の枠組みにおける造形(図画工作・美術)教

育は、社会に開かれた教育課程の中で、かつてハーバート・リードが提唱した「美術を通じた教育」の意味を再考し、社会的な役割への期待に応える教育実践の改善努力が一層求められているのである。

最後に、文部科学省のウェブ・サイトにおいて、「生きる力」を英訳では、「Zest for living (zest: enjoyment and enthusiasm) 生きる喜び」と表記されている。つまり「生きる喜び」は、造形活動(図画工作・美術)、そして多くの芸術とともに、豊かに生きる生活においてこそ味わうことができるものだと考えるのである。

## 引用および参考文献・資料等

- ・文部科学省『小学校学習指導要領(平成29年告示)』東洋館出版社, 2018年
- ・文部科学省『小学校学習指導要領解説 総則編』東洋館出版社, 2018年
- ・文部科学省『小学校学習指導要領解説 図画工作編』日本文教出版, 2018年
- ・コエテコ編集部「STEM教育とは? 21世紀型の新しい教育」<https://coeteco.jp/articles/10070>
- ・「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について(平成20年1月17日中央教育審議会答申)」資料11「生きる力」と資質・能力について
- ・前田秀樹『言葉とあるものの声』青土社, 2007年
- ・文部科学省 国立教育政策研究所 教育課程研究センター『評価規準の作成, 評価方法等の工夫改善のための参考資料【小学校 図画工作】』教育出版, 平成23年11月
- ・ローダ・ケロッグ(著), 深田尚彦(訳)『児童画の発達過程—なぐり描きからピクチャーへ』1971年, 黎明書房
- ・篠木麻希『描画に対する苦手意識と上手下手に関する考察』, 2009年, 大学美術教育学会誌 第42号
- ・美術教育連絡協議会「美術教育の充実に向けての要望書」  
[http://www.artedu.jp/link/?action=common\\_download\\_main&upload\\_id=435](http://www.artedu.jp/link/?action=common_download_main&upload_id=435)
- ・福本謹一『芸術教育の世界的な動向分析と課題—ユネスコ芸術教育会議2006を中心に—』大学美術教育学会誌 39号, 2007年
- ・文化庁『文化芸術振興基本法(平成十三年法律第百四十八号)(平成十三年十二月七日公布)』  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/shokan\\_horei/kihon/geijutsu\\_shinko/kihonho.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/kihon/geijutsu_shinko/kihonho.html)
- ・独立行政法人国立美術館「2019年度 美術館を活用した鑑賞教育の充実のための指導者研修」  
<http://www2.artmuseums.go.jp/sdk2019/index.html>

<sup>13</sup> 文部科学省 中央教育審議会「新学習指導要領の趣旨の実現とSTEAM教育について—「総合的な探究の時間」と「理数探究」を中心に—」2019年, [https://www.mext.go.jp/content/1421972\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1421972_2.pdf) (2020年5月閲覧)

- ・上野 行一『美術館教育の教育理念に関する一考察』  
美術科教育学会誌 20 卷, 1999 年, pp.47-57
- ・松尾智明『21 世紀型スキルとは何か ―コンピテンシー  
に基づく教育改革の国際比較―』, 2015 年, 明石書  
店
- ・文部科学省 中央教育審議会「新学習指導要領の  
趣旨の実現とSTEAM教育について―「総合的な  
探究の時間」と「理数探究」を中心に―」2019 年,  
[https://www.mext.go.jp/content/1421972\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1421972_2.pdf)